

# 避難所のペット飼育管理 ガイドライン

※本ガイドラインは  
各避難所で引継いで  
御利用ください。



静岡県健康福祉部

## はじめに

本県では、東日本大震災から得られた愛玩動物（ペット）に関する教訓を踏まえ、平成 27 年 3 月、飼い主とペットの同行避難や発災への備え、各避難所へのペットスペース（ペット飼育場所）の確保等について示した「災害時における愛玩動物対策行動指針」を策定しました。

その後発生した熊本地震においては、同様の指針は策定されていましたが、避難所における被災動物対策が関係者に十分周知されていなかったため有効に活用されていませんでした。また、ペットの受入方針が定まっていない避難所では、飼い主の方が車中泊により体調を崩されたり、損壊した自宅での避難を余儀なくされるなどの新たな課題も指摘され、避難所でのペット受入体制の確立の重要性が再認識されました。

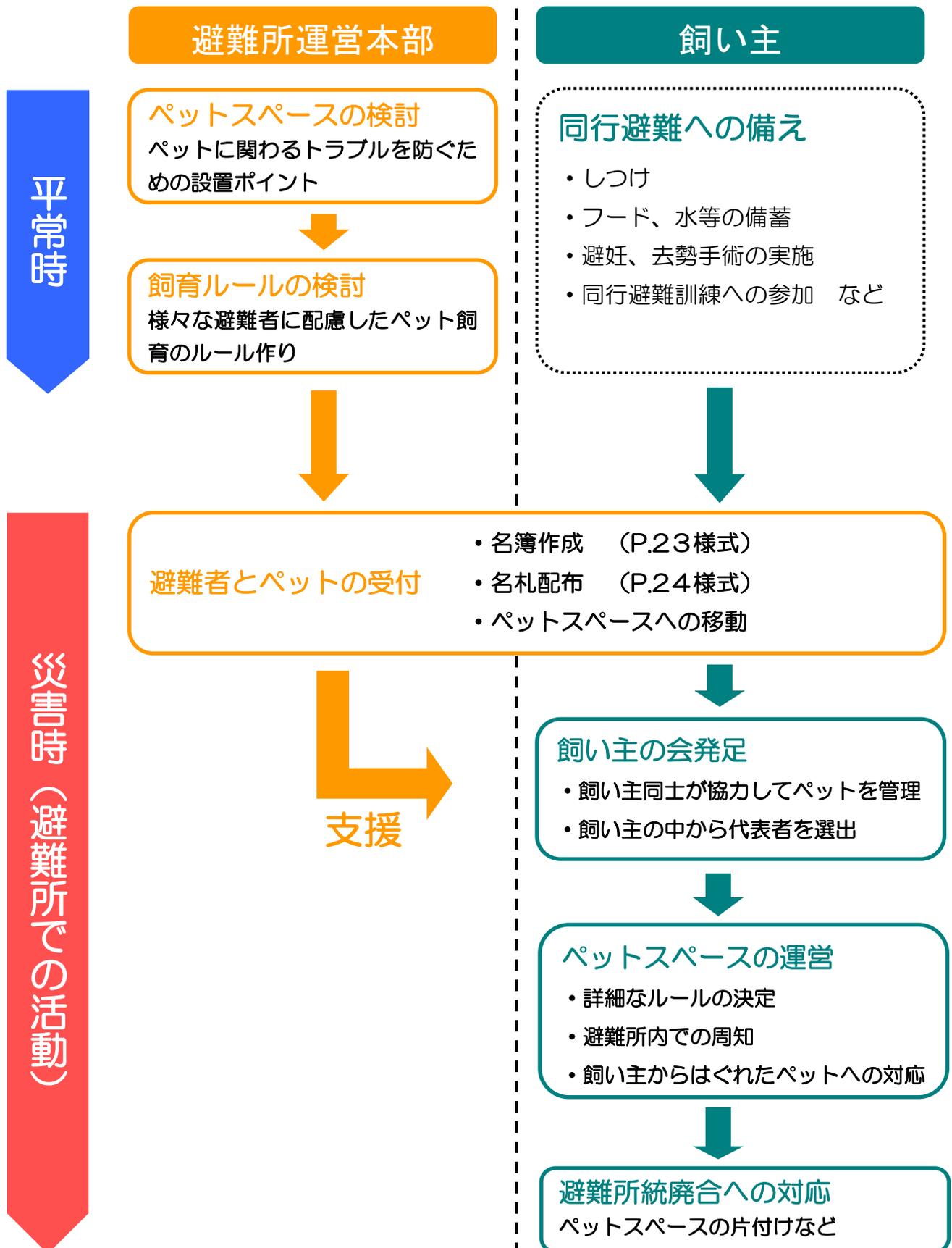
県では、このたび避難所におけるペットの受け入れと飼育管理を円滑に行うためのポイントを分かりやすくまとめた「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を作成しました。本ガイドラインは、避難所の運営本部、ペットの飼い主の方がそれぞれの立場から、平常時と災害時に行っていただきたい実用的な内容を掲載しました。

このガイドラインを避難所運営本部の担当者の方々をはじめ、ペットを飼っている方や、ペットを飼っていない方にも御覧いただき、人とペットが安心して避難生活を送れる体制づくりの一助となることでしょう。

平成 29 年 3 月

静岡県健康福祉部長 山口 重則

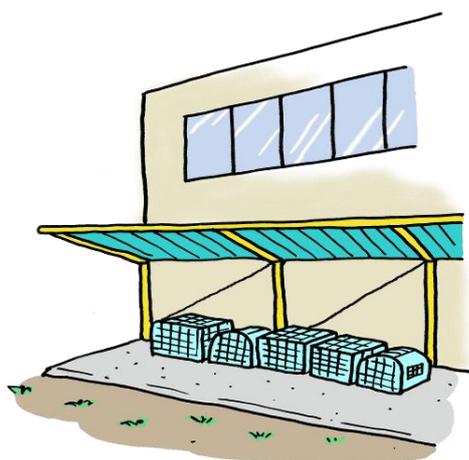
# 避難所におけるペット飼育管理の役割



# 1 事前に検討する事項

## (1) ペットスペースの確保

(⇒P.7 ペットスペース設置のポイント参照)



- 避難所内で**ペットを飼育する**ためのスペースです。
- 事前に検討しておくことで、特に**避難直後のトラブルを防ぐ**ことができます。
- ペットの飼育管理は**飼い主の自主管理**により行われます。

## (2) ペット飼育管理ルール

(⇒P.9 ペット飼育管理ルール例参照)



- 飼い主は**避難所が定める「ペット飼育管理ルール」**を守ってペットを飼育します。
- 「ペット飼育管理ルール」**の内容は、本ガイドラインで示す基本的な事項を参考にしてください。

この2つの事項を事前に検討していただくことで、避難所のペットに関わるトラブルは減少します。

## (1) ペットスペースの確保

避難所には、ペットが苦手な方やアレルギーをお持ちの方も、避難して来られます。また、ペットの鳴き声や臭いはトラブルの原因になります。

避難者とペットの【棲み分け】と【動線分離】

を考慮して、ペットスペース（ペットの飼育場所）を検討します。

※身体障害者補助犬は、飼い主との同居を認めます。

### □ ペットスペース設置のポイント

○ペットを飼育していない避難者と交わらない

（アレルギーの方や苦手な方が近くを通らなくて良いように）

○避難所活動の妨げとならない

（炊き出しや車両の出入りの妨げとならない）

○鳴き声や臭い等の影響が少ない

（トラブルの原因となるため）

○犬をけい留できるフェンスや柱がある

（犬にリードを着けて避難してくる方が多いと思われるため）

○直射日光や雨をしのげる

（屋根やひさしがある又はブルーシートなどで容易に対応できる場所）

○部外者の立入制限等をかけやすい

（部外者や動物好きの方が近づいて事故が起こらないように）

○清掃しやすい

（清潔にすることで避難者のペットに対する印象も良くなります）

※すべてを満たす必要はありません。

避難所の実情に応じてより良い場所を設定してください。

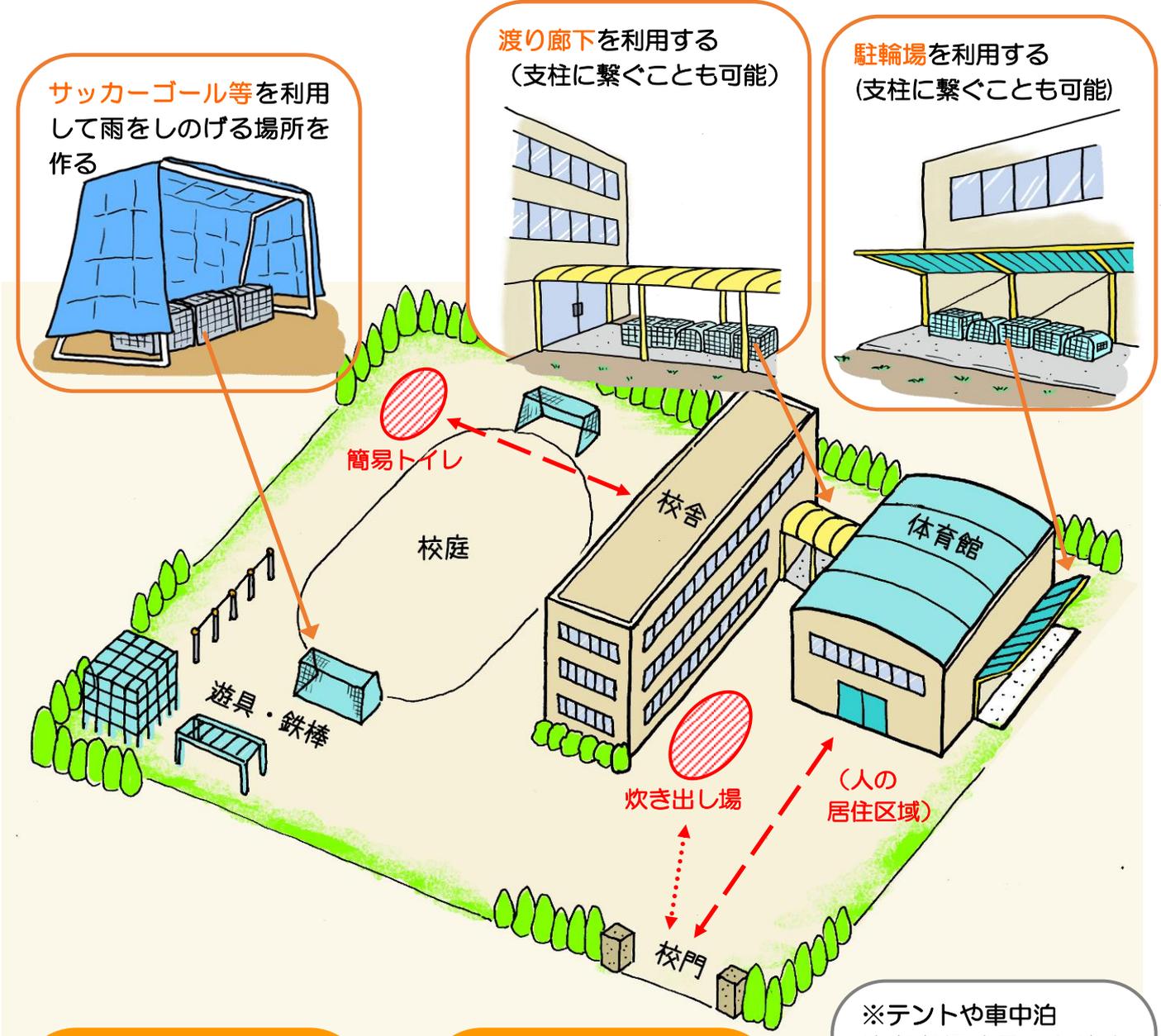
※発災後、被害状況により使用できないことや飼い主から場所変更の相談があるかもしれません。

その際は、場所の変更を検討してください。

# ■ ペットスペース例

〔ペットスペース設置については、市町動物愛護担当課及び保健所が相談に乗ります。〕

← — 人の動き  
← ····· 車両の動き  
〔 付近にペットスペースを設置することは望ましくない 〕



ペットスペースでは、ケージでの飼育が基本です。  
(ケージは飼い主が用意)

ケージがない場合、フェンスや鉄棒等の支柱を利用して繋ぐことも可能です

※テントや車中泊やむを得ずテントや車を利用してペットと同居する方も想定されます。  
**飼い主は定期的な運動や水分補給を心がけてください。**  
**ペットも水分補給をさせ、熱中症にならないよう注意します。**

## (2) ペット飼育管理ルールの検討

ペットスペースは飼い主が責任を持って管理しますが、トラブル防止のためにはルールを設定し、守っていただく必要があります。

以下の例を参考に、避難所に合わせた変更や追加をしてください。

### □ ペット飼育管理ルール（例）

- 避難所運営本部の指示には必ず従ってください。
- ペットは、指定されたペットスペース及び方法で飼育してください。
- ペットスペースは飼い主の責任で管理（受付、清掃等）してください。
- ペットを体育館や校舎等、人の居住区域に入れないようにしてください。
- ペットによる苦情、危害防止に努めてください。
- 決められた場所で排泄させ、ルールに従って処分してください。
- 餌の時間を決めて、その都度片付けてください。
- 運動やブラッシングは屋外で実施し、抜け毛はきちんと片付けてください。
- 名札等を装着し、飼い主が分かるようにしてください。
- ペットとのふれあいの時間を決め、夜間の接触はなるべく控えてください。

### □ 詳細な飼育管理ルール

清掃方法やペットの排泄場所等の詳細は、飼い主同士が話し合いのうえ設定します。（必ず、避難所運営本部への相談を行ないます）（P.17）  
様々な避難者へ配慮したルール作りを心がけてください。